Legal Wire

pillsbury

Japan Practice

Vol. 79 / May 2020

外国企業の米国子会社も CARES Act の救済を受けることが可能

救済を求める多国籍企業は、米国子会社から他の国に所在する関係会社へのキャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある制約に要注意。

マシュー・オレスマン、エリザベス・ヴェラ・モーラー、ヘンリエッタ・ワージントン

- 外国企業の米国子会社は、Paycheck Protection Program (以下、PPP)、経済的損失災害融資及び Main Street 融資プログラムを含め、CARES Act に基づくさまざまな救済プログラムの利用が可能です。又、米国子会社は、税制上の優遇措置も利用できます。
- CARES Act に基づく資金調達を検討している企業は、救済に課されるさまざまな制約に留意する必要があります。制約には配当やその他の資本の分配に対するものもあるので、当該制約が事業運営の妨げにならないかどうか検討する必要があります。
- 今後さらに新たな規制が決定・施行され、事業の外部委託や海外移転等に関する制約が課される可能性があります。

※本稿は、2020 年 4 月 27 日に出された、U.S. Subsidiaries of Foreign Companies Can Also Benefit from the CARES Act（英文）を元にしたものです。記述についてはその時点の情報に基づくものである点ご留意ください。

3 月 30 日のニューズレターで既報のとおり、Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act（CARES Act）が 3 月 27 日に成立しました。CARES Act は、新型コロナウィルスのパンデミックにより影響を受けた企業に経済的支援を提供することを目的としています。

CARES Act の下では、外国企業の米国子会社は、PPP、経済的損失災害融資（EIDL）及び Main Street 融資プログラムを含む、さまざまな救済プログラムを利用することが可能です。同様に、米国子会社は、税制上の優遇措置を利用することも可能です。

以下、CARES Act に基づくさまざまな救済措置について、外国企業の米国子会社が恩恵を受けるための適格性に関する情報を提供するとともに、現在実施されている措置の概要を説明します。ここに記載の情報は、米国財務省、米連邦準備理事会（FRB）及び米国中小企業庁（SBA）が追加のガイダンスを作成・発表した場合に変更されることがあります。

- PPP に関する詳細は、2020 年 4 月 1 日付のニューズレター及び 2020 年 3 月 27 日付のニューズレターをご参照ください。
- EIDI に関する詳細は、2020 年 3 月 27 日付のニューズレターをご参照ください。
- Main Street 融資プログラムに関する詳細は、2020 年 4 月 14 日付のニューズレターをご参照ください。
- 減税措置に関する詳細は、2020 年 3 月 26 日付のニューズレターをご参照ください。

経済的救済措置における適格性

他の融資又は融資保証の形式で「十分な経済的救済」を受けていない企業は、CARES Act の関連規定に基づき、以下の場合に支援の対象となります。

1. 米国で、又は米国の法律に基づき設立、若しくは組織され、
2. 米国で主要な事業を行っており、かつ
3. 従業員の過半数が米国内に所在している場合

従って、外国企業の米国子会社が上記の基準を満たす場合、当該企業は CARES Act による救済の対象になると考えられます。

また、上記の適格性基準を考慮すると、米国企業の外国子会社は、CARES Act による救済の対象にはならないと考えられます。

Main Street 融資プログラムに関して、「主要な事業」や「従業員の過半数」の定義についてのガイダンスはまだ示されていません。「従業員の過半数」が米国子会社の従業員数のみで判断されるのか、あるいは外国の関係会社も含めて判断されるのかははっきりしていません。これらの概念の解釈については、米国財務省や FRB からの更なるガイダンスや、実務の進展を待つ必要があります。

その他の考慮要素

Main Street 融資プログラムに基づいて融資を受けた場合、借主は、一定の期間に亘って、配当金の支払いや関係会社へのその他の資本の分配を行うことができないという制約を受けることになります。

CARES Act に基づく経済的救済に関する融資関係書類の中に、借主の米国外の関係会社への配当金の支払い及びその他の資本の分配（インターカンパニーローンを含む）を制限する条項が含まれるとみられています。

従って、救済を求める多国籍企業は、米国子会社から他の国に所在する関係会社へのキャッシュフローに影響を及ぼす可能性のある制約について、よく検討する必要があります。

同様に、まもなく発行されるガイダンスにより、Main Street 融資プログラムによる借主は、融資の返済後 2 年間は、事業を外部に委託したり、海外へ移転することについて制約を受けるかもしれません。企業は、国際的な事業拡大を計画するに当たって、当該制約を考慮する必要が出てくるでしょう。

概して、CARES Act は米国における事業及び米国の労働者を支援するためのものです。従って、外国企業の米国子会社が適格性を満たす場合、多くの措置の恩恵を受けることが可能ですが、現実的な適格性の判断に当たっては、ケースバイケースで検討する必要があります。海外で重要な事業を展開している企業や、労働力の大部分を米国外に依存しているような企業は、更なるガイダンスに従って救済の利用が限定される場合もあります。

以上の点を考慮して、外国企業の米国関係会社が経済的支援を受ける適格性を有している場合、支援を受けることで事業運営が制限されることにならないよう、融資条件を注意深くレビューする必要があります。

詳細については、当事務所の担当弁護士又は本ニューズレターの著者までご連絡ください。

新型コロナウィルスの世界的な脅威に関して、サプライチェーンマネジメント、保険法、サイバーセキュリティ、雇用法、会社法及びその他の分野においてクライアントの皆さまに重要なガイダンスを提供しております。詳しくは、当事務所の COVID-19 (Coronavirus) Resources Center をご覧ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永（日本語版監修）
31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

前田惇（日本語版作成協力）

Matthew Oresman
1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8047
matthew.oresman@pillsburylaw.com

Elizabeth Vella Moeller
1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.9159
elizabeth.moeller@pillsburylaw.com

Henrietta Worthington
Tower42, Level 21, 25 Old Broad Street
London, EC2N, 1HQ UK
+44.20.7847.9542
henrietta.worthington@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美
satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.
© 2020 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.